

自動車整備士資格制度改正に係る説明会
質疑応答記録
国交省(2023.11.10)

国交省 説明後の質疑応答

2023年11月10日
 第三回基礎研究会
 (○国交省、◆委員)

◆スライド 31 について

試験の前倒しを1週間するとお話がありました。本校の修了日は3月中旬です。これまでは修了式が終わった午後に振興会に修了届出をして次の日曜日に試験を受験しています。このスライドでは学科試験が3月第一日曜日になるためその前に修了しなければならぬことになります。

○これは確定ではありません。今の検討状況をお伝えしますと、この資料自体が2週前倒しのイメージで、現状は各学校さんからもご意見をいただいております、1週目はそもそも厳しい、と言う所で第二日曜日を試験日に設定するように検討しています。現状試験の前に資格要件の確認があったのですが、それを試験の合格発表と試験実施日の間に設定するように検討しています。可能な限り養成施設に負担が掛からないように検討しています。

◆スライド 26 について

1種養成施設の三級課程の標準教育時間の実習について手仕上げ作業、機械工作作業と測定作業を削除されたのですが、それらは自動車整備作業に含まれるということでしょうか。

○関係団体や学校の方にご意見を頂戴しつつ、自動車整備作業に入れ込んだということです。

◆26 ページの表に入っていないのですが、入ってなくても今、言われた通り組み込まれているということですか。

○整理した上で入れ込んだような形になっています。あくまで560時間以上ということですので、他の施設からも意見が出ていたのですが、新しい基準で授業する時も、これまでの授業内容のままで引き続き要件を満たして授業可能である学校さんもありますので、そのような学校さんであれば特に授業内容の変更はないのかなと思っております。

◆工作作業など減って560時間となっていますが、要は560時間でやるのなら工作作業をやらなくても良いということですが。

○そこは教科書との兼ね合いをみまして、学校さんごとで設定いただければと思います。

◆560時間でやるなら、工作作業、測定作業は不要ということですか。

○そうです。

◆スライド 15 ページについて

通達97号の検定規則の細目で三級の試験範囲等の実技試験の中に、「簡単な基本工作」が入っているのですが、試験には出るけど授業はしなくて良いということでしょうか。

○教科書の内容を見ながら、各学校で授業計画、内容を決めていただければと思います。各学校さんの判断が必要無いと判断されれば設定していただかなくとも構いません。

◆検定規則の試験分野は検定試験なので、そこに入っている「工作作業」は養成施設としての要件ではないということですか。

○要件ではありません。要件としては、先ほどの26ページにあります自動車整備作業として560時間やっただけということになります。

◆26 ページについて

検定試験の試験分野で「エンジン又はモータ」であるのですが、又はということは、エンジンかモータかどちらかをやればよいということですか。

○どちらかになります。先ほどのご説明と同じになりますが、各学校さんが教科書や試験内容を勘案して教育内容を計画していただければと思います。

◆スライド 22 について

指定等の基準の教材ですが、「自動車整備士の種類を総合に限定した養成施設は、四輪車を必須とし、二輪車の部分を教育する際には二輪車に替えて二輪車特有の構造を示す教材でも良いものとする。」で、教材としてということなので、実習で二輪車の実習を行わないと判断しても良いのですか。

○三級(総合)で言いますと、二輪の部分も入っていますので、やらなくて良いとは言えませんので、その部分は学校さんにお任せする形になってしまうのですが、検定試験内容や教科書にあわせて教育計画を立てていただければと思います。

◆二輪を教育すると各学校が設定した場合には、その教材が必要だという捉え方で良いですか。

○その通りです。

◆スライド 25 について

新しい基準になって標準時間が減った理由と科目の整理や教科書との兼ね合いの他にありますか。

○科目の整理に加えて、登録試験の前倒しに合わせて試験が早くなっていますので、それに伴って教育時間も減らしております。

◆スライド 22 の養成施設の変更届について

各養成課程が始まって30日以内に変更届を出さないといけない。4月から始まって30日以内に出さないといけない。先ほど二輪の教材の話があったと思いますが、「学校さんで判断してください。」が多いと思いますが、学校の方で二輪をやるカリキュラムになっていれば、当然二輪車の教材はないと養成施設の要件に合わないことになりますね。

○そうです。

◆二輪のカリキュラムがあって、二輪の教材がなかったら養成施設にならないですね。総合で二輪をやるかどうかは校の判断ということですね。

○そうです。やるかやらないかは学校さんの判断です。二輪車に替えて二輪車特有の構造を示す教材を置いていけば良いとなっておりますので、必ず二輪車バイクを1台置かなければならぬわけではありません。

後日、国交省から訂正の指示(2023年12月7日)

○当時は、「入れなくても良いです。各養成施設にて判断してください。」と回答致しましたが、「各級(総合)には、二輪自動車の内容を含むこととしてください。定量的な時間数は示しませんので各養成施設にてご判断ください。」と回答ぶりを訂正させていただきます。

- ◆例えば、二輪車特有の構造を示す教材を具体的に考えると駆動装置だとチェーンの部分、サスペンションだとフロントフォークやリアのスイングアームがありますが、それぞれ具体的なものを持ってきて教材として生徒に提示することは理解できるのですが、例えばチェーンだけ持ってきてこれを整備作業させるとするのは想像がつかないです。教材が提示できれば良いという判断が良いのか。
- それで良いと思います。そういった教材で授業が可能ですということを提示して、各運輸支局になると思いますが、確認が取れれば認められると思います。
- ◆スライド 23 について
実習用機械設備の一部抜粋でリジッドラックの追加がありました。別表1を見ると、ジャッキの所にガレージジャッキ、エアジャッキ、二輪用リフト、二輪用スタンド等あげられています。なぜ二輪用リフトが四輪車の 2 柱リフト、4 柱リフトに入っていないか、ジャッキの所に入っているのでしょうか。
- ◆プレートリフト等、四輪用リフトであれば二輪を持ち上げることができ、作業上全く問題ありません。ジャッキの所で言うと、二輪を固定する状況を作らなくてはいけないため、それは二輪用のリフトで充分です、ということで備考としてあがっていますが、二輪用リフトは無くても良く、二輪用スタンドがあればよいと代替えられるからと勝手に捉えています。問題ないでしょうか。
- これまで二級二輪及び三級二輪の設備にはリフト及びジャッキを必要としていませんでした。今回の改正により二輪課程にもリフトを必要とすることとしましたが、負担軽減のためリフト又はジャッキいずれかを用意すれば良いこととしています。このため総合ではジャッキ欄の補足に二輪リフト、二輪ジャッキと記載をまとめております。
- ◆二輪本体は必要ないのに養成施設として二輪用リフトかスタンドかないといけないのでしょうか。
- 備考だからどれかあれば良いということであり、全部ではありません。
- ◆総合に移行しても二輪をやるかやらないかはその施設の判断になりますよということですね。二級(二輪)の指定を受けていて、総合でも二輪をやっても良いのでしょうか。
- はい。
- ◆二輪の資格が欲しいのであれば、二輪の指定を受ける必要があるのでしょうか。
- その通りです。
- ◆今でも二級ガソリン、二級ディーゼルを持っていれば二輪の整備はできるので、それは今後も総合で変わらないです。
- ◆総合の場合、二輪の内容をやらなくて良いわけではないですね。教科書にも載っているのやらなくてはいけません。実習で二輪をやるかやらないか各学校の判断でよいのでしょうか。
- それは、教科書に合わせた教育内容、計画をお願いするところです。
- ◆養成施設は実技試験が免除になるわけですが、にもかかわらず実習は各校の判断という認識が良いのでしょうか。二輪は学科だけやるなど。
- ◆二輪に関して言えば四輪に比べて構造が容易なので、四輪の勉強をしておけば二輪も対応できるという判断をされているのでしょうか。
- ◆二輪の実習をやるかやらないか、四輪をやっていれば二輪がついてくるということなのでしょうか。

- ◆スライド 9 について
「総合とは二輪を含めた自動車全般の知識・技能を求める。」と技術水準が定めてあります。よって二輪はしなければならないと思います。当校では二輪車を整備する方向で準備しています。
- ◆国交省の解釈はちよつと違うのでは。やりたくないところもあるのではないのでしょうか。
- 本来やるべきだと思います。
- ◆車体整備科を持っていて、2 年間の訓練で、1 年で三級整備士+1 年で車体整備士を取っている。通達では、三級(総合)を持っていない(修了していない)と、+1 年の車体整備科へ行けないため期間短縮はできない。国交省に問い合わせをしているが、今のところその通りの回答しかない。今回の改正において、校側や指導員に迷惑を掛けまいよう対処してもらっていますが、入ってくる生徒側にも不利益がないように考えて欲しい。
総合に入ってくる生徒に限ると、1 年間の車体整備科が成立しない。新基準では車体の中で、電子制御装置を実施するため総合としなくても良いと思うのですが如何でしょうか。
- それと、従来二級整備士や三級整備士を持っている人(既に働いている者)も受け入れており、こういう人たちが受け入れられなくなる。
- 要望を受けまして、1 年とできるよう検討させていただきます。
- ◆二級の標準時間通達はいつごろか。令和7年度からスタートするので、今年出てもらわないと困る。
- 早ければ年内にだせるかと思えます。
- ◆スライド 23 について
教育を行う者の資格ですが、附則 3 で「当面の間、従前の規定によることができる。」と書いてありますが、いままでの資格の者が新しい総合の資格に移行するか取り直すのか、別の措置があるのかどうか。例えば1級小型整備士を持っている指導員がいずれは総合を取ってくださいますか。
- 移行措置はありませんし取り直す必要はありません。現在指導員をしている方に迷惑や負担を掛けることはしません。引き続き指導できるようにしておりますので、ご安心ください。ただし、新しく入って来られる先生方の資格要件は変わる可能性はあります。
- ◆スライド 27 について
整備士の資格が変わるため、全施設が変更届の対象になることでよろしいですか。
- スライド 28 の技能検定規則第6条の 18 第4項の第3号については最低限変更届が発生するものと考えます。
- ◆スライド 35 について
旧試験は 2 年続きますが変更届が間に合わなかった場合、旧制度での実施は許されるのですか。
- 二級整備士 2 年課程は令和 9 年以降新課程にしていきたいと思います。あくまでも令和 9 年以降の旧登録試験は、不合格の方のための登録試験です。
- ◆スライド 24 について電子制御装置の教育内容は附則 3 の内容でしょうか。
- 附則 3 の内容と同じです。
- ◆電子制御装置の扱いが、二級(総合)と車体・電子制御装置整備士とで教育計画、検定試験内容の表記に相違がある。両者の扱いにかなり違いがあります。

○電子制御装置の授業内容、授業の組み込み部分については、このあとの標準時間を決める通達の教育内容に組み込む予定です。通達(97号)には、明確に電子制御装置をやらなければいけないということが読めません。

◆車体整備・電子制御装置整備士の教育内容には、電子制御装置の構造や整備が学科や実習に3教科に追加になっていますが、二級(総合)の教育内容には全くその表記はみられない。電子制御に係る習得の割合は同じですか。

○はい。

◆二級学科指導員の資格について、2年の補助経験を付していることがネックになっている。

○これは、今までと同じ扱いで変えてはいない。

◆教科書について、これから出る二級も三級同様に1冊にまとまるのでしょうか。

○現在、日整連と我々が構成を検討していますが、考え方としては、既存のガソリン、ディーゼル、シヤシを合体しつつ、重複している内容を落としている状況です。よって図などはあまり変わっていません。今回、三級でレベルが高いものは二級に格上げしている部分があり、二級に三級部分が追加になっています。今回、電子制御装置が入るため追加で入っています。それが二級の教科書のイメージと理解していただければと思います。

◆厚くなりそうですね。

○厚くなりますけど、今回授業時間数は減っているのです、そこも加味して、二級で重い部分は1級に格上げすることを多少はしないといけないと思います。

◆3冊分を考えると、結構内容が変わるのではないですか。

○シヤシがあまり減らないが、ガソリン、ディーゼルは結構軽くなります。二輪も同様に。

◆教科書のことで、私の所は1年目に三級課程の教科書を使って基礎を勉強して2年目に二級の教科書でということをやってきました。単純に二級養成課程であれば二級の教科書を使えば良いですよ。二級の養成課程ですが、2年間で三級の教科書も使うし二級の教科書も使います。

◆みなさんのところは如何でしょうか。

(みなさん同意)これがスタンダードでしょうね。基礎知識としてはまず三級から始める。

○我々の認識はそうでは無く、二級課程は二級の教科書を使っているものと思っていました。教科書は学校さんの判断で、三級の教科書を使うことは、何ら問題は無いと思います。

◆また、質問があれば後日国交省に提出しても良いですか。

○まとめて提出いただければと思います。

以上